

平成30年度 仮設施設有効活用等支援事業(助成)のご案内

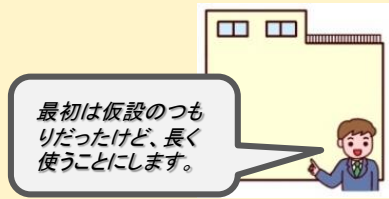
被災地の経済及び産業の復興のために中小機構が整備し、市町村に譲渡した仮設施設については、復旧段階から復興段階に移行するに従い、仮設施設の取り巻く環境に変化が生じてきております。中小機構では、このような状況に対応するために市町村に対して次の費用を助成します。

【1. 助成の内容】

仮設施設有効活用等支援事業(助成)は、次の3つの事業に対して助成します。

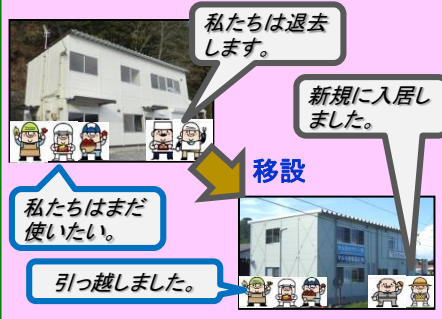
①仮設施設の「長期利用」に係る助成

仮設許可により整備した施設を、長期間利用し有効活用するため一般建築物とする際の必要な修繕費、建築確認手数料などを助成します。



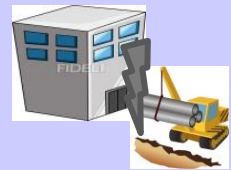
②仮設施設の「移設」に係る助成

施設を存続させたいが、やむを得ず解体・撤去せざるを得ない仮設施設について、移設に必要な工事費などを助成します。



③仮設施設の「撤去」に係る助成

施設を存続させたいが、やむを得ず撤去せざるを得なくなった仮設施設について、撤去に必要な工事費を助成します。



【2. 助成のための要件】

【共通の要件】

[ポイント1] 「中小機構が整備し」市町村に譲渡し、「現に市町村が所有」している仮設施設

[ポイント2] 完成後「5年以内」の仮設施設。(要件は従来どおり)

ただし、5年超過した施設であっても、以下の要件を満たすと機構が認めた場合は助成の対象とする。

※単に「仮設施設としての役割を終えた」ことを理由する撤去等は助成対象となりませんのでご注意ください。

①「長期利用」の要件

・完成後8年間、市町村が施設を所有することが必要です。

※完成後5年経過した施設は対象外

②「移設」の要件

・右記③と同様の要件に加えて、以下の要件が必要です。

- ・できる限り現存する仮設施設の部材を再利用すること。
- ・移設後の施設は現存する仮設施設の延床面積以下であること。
- ・移転先は、原則、施設を所有することになる市町村の土地であること。
- ・建築確認の手続をとること。
- ・移設完成後5年以上、市町村が所有すること。

③「撤去」の要件

- ・施設を継続して利用したいが、
 - i) 嵩上工事等の復興関連事業
 - ii) 土地所有者等の事情 (完成後5年超の施設は、跡地利用目的に限定)
 - iii) 仮設施設の集約化(完成後5年超の施設かつ5事業者以上が移動する場合に限定)

のいずれかにより、やむを得ず撤去せざるを得なくなった施設であることが必要です。

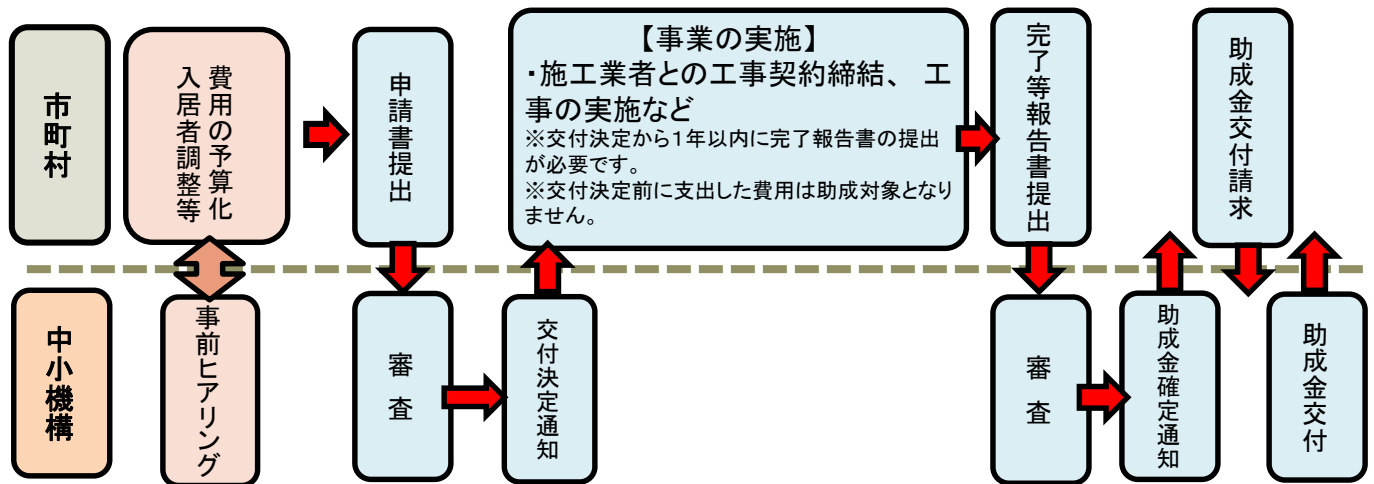
・復興関連事業で撤去が必要な場合は、その事業で制度上、仮設施設の移転補償費等が出ないことが必要です。

【3. 助成の対象経費、助成限度額】

	長期利用助成金	移設助成金	撤去助成金
助成対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請等の手数料 ・建築確認を取得するために必要となる軽微な修繕工事費 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設施設の解体、撤去の工事費 ・移設施設の整備の設計費、工事費等 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設施設の解体、撤去の工事費
助成対象比率	10/10以内	10/10以内	10/10以内
助成限度額	全額	全額 (上限あり)	全額
その他留意事項		右記「撤去助成金」と同様の事項に加えて、次の点にご留意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・入居者に対する休業補償等に係る費用は助成対象外 ・移転先の土地の造成費等は対象外 	原則、入居者の原状回復義務に係るものは助成の対象外。ただし、入居者等が設置した、建物と一体不可分な間仕切り壁、壁紙、床仕上げ等も助成の対象とすることができますが、動産は対象になりません。

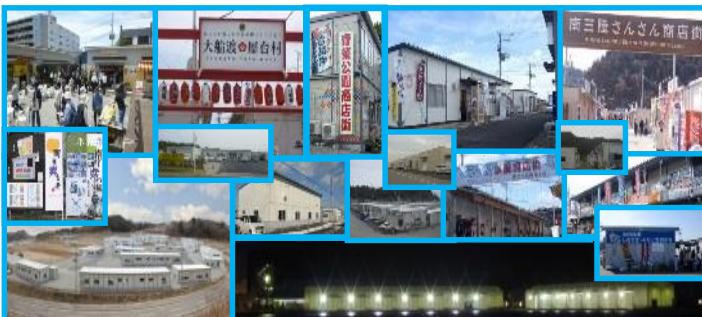
※上記の助成メニューは建物棟ごとに選べます。

【4. 助成金の流れ】



※必ず、申請書提出前に**機構の事前ヒアリング**を受ける必要があります。

※助成申請額の総額が予算額を超過する場合は、年度途中で終了する場合があります。



中小機構

<お問合せ先>

独立行政法人中小企業基盤整備機構

震災復興支援部 復興支援課

TEL:03-5470-1565

FAX:03-5470-1566

〒105-8453

東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル8階